

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正)
第八条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

正

附則第一項第一号中「、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 沖縄科学技術大学院大学学園及び日本年金機構

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号から第四十九号までを一号ずつ繰り上げる。

(産業技術力強化法施行令の一部改正)

第十条 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

別表中第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号から第五十一号までを一号ずつ繰り上げる。

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正)

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の項を削る。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正)

第十一条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十二条を削り、第九十三条を第九十二号とし、第九十四号から第一百一号までを一号ずつ繰り上げる。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第一条第一号中「本州四国連絡高速道路株式会社」の下に「、沖縄科学技術大学院大学学園」を加え、同条第三号中「、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」を削る。

(電波法施行令の一部改正)

第十六条 第二十二条を削り、第二十三号を第二十二号とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令及び統計法施行令の一部改正)

第十七条 次に掲げる政令の規定中「法人は」の下に「、沖縄科学技術大学院大学学園」を加える。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)

第一条 統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)第一条

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第十八条 職員の退職管理に関する政令(平成二十一年政令第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七十四 沖縄科学技術大学院大学学園

第三十条に次の一号を加える。

二十八 沖縄科学技術大学院大学学園

(特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正)
第十七条 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成二十一年政令第三百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条に次の二号を加える。

二十八 沖縄科学技術大学院大学学園

(内閣府本府組織令の一部改正)

第十八条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第五号中「、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会」を削る。

(第十五条第五号を次のように改める。

五 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)第一條に規定する沖縄科学

技術大学院大学学園の業務に関すること。

第十九条第六号を削り、第七号を第六号とする。

附則中第七条を第八条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(沖縄振興局総務課の所掌事務の特例)

第七条 沖縄振興局総務課は、第二十九条各号に掲げる事務のほか、平成二十四年十月三十一日ま

での間、独立行政法人評価委員会沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会の庶務に関する事務をつかさどる。この場合において、第十五条第五号中「国立公文書館分科会」とあるのは「国立公文

書館分科会、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会」とする。

(内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第十九条 内閣府独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「十四人」を「十二人」に改める。

第五条第一項の表沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会の項を削る。

第八条ただし書中「、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会に係るものについては沖縄振興局総務課において」を削る。

附則を附則第一条とし、同条に見出として「(施行期日)」を付し、附則に次の二条を加える。

(分科会の特例)

第一条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十四年十月三十一日ま

での間、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第二十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構に係るものとし、同分科会の庶務は、内閣府沖縄振興局総務課において処理する。この場合において、第一条中「十二人」とあるのは「十四人」と、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは「前項の表の上欄に掲げる分科会及び沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会」とする。

(文部科学省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第二十条 文部科学省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百一十号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第一項の表高等教育分科会の項中「、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」を削る。

(高等教育分科会の所掌事務の特例)

第一条 高等教育分科会は、第五条第一項及び第二項に規定するもののほか、平成二十四年十月三

十一日までの間、独立行政法人通則法第二十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構に係るものとし、

事項のうち、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構に係るものとしとする。